

防衛省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	17
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）	18
○ 防衛施設中央審議会令（平成十一年政令第三百六十号）（第四条関係）	21
○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）（第五条関係）	22
○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（附則第二項関係）	23

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十九 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（第十六条第二号、第六十六条第二項及び次章において「装備品等」という。）の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に關すること。</p> <p>二十 二十七（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十八 三十（略）</p> <p>三十一 三十三（略）</p> <p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十九 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（第十六条第二号、第六十六条第二項及び第二章において「装備品等」という。）の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に關すること。</p> <p>二十 二十七（略）</p> <p>二十八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づき防衛大臣の権限に属する事項に關すること。</p> <p>二十九 三十一（略）</p> <p>三十二 防衛施設中央審議会の庶務に關すること。</p> <p>三十三 三十五（略）</p> <p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち</p>

、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民（以下「地域社会」という。）の理解及び協力の確保に関すること。

二 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に
関すること。

四 (略)

五 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

六 〇 十六 (略)

十七 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十七条第七号において「米軍等行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十八 〇 二十一 (略)

二十二 防衛施設中央審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

（政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第十条の三 大臣官房に、政策立案総括審議官一人、衛生監一人、施設監一人、報道官一人、公文書監理官一人、サイバーセキ

、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

（新設）

（新設）

二 (略)

三 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること（大臣官房及び整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

四 〇 十四 (略)

十五 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十五条第四号において「米軍等行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十六 〇 十九 (略)

（新設）

（政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第十条の三 大臣官房に、政策立案総括審議官一人、衛生監一人、施設監一人、報道官一人、公文書監理官一人、サイバーセキ

ユリテイ・情報化審議官一人及び審議官七人を置く。
2～8 (略)

(米軍再編調整官及び参事官)

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官五人を置く。

2 米軍再編調整官は、命を受けて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「在日米軍」という。）の再編の実施に関する重要事項で防衛省の所掌に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 (略)

(文書課の所掌事務)

第十三条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

ユリテイ・情報化審議官一人及び審議官六人を置く。
2～8 (略)

(米軍再編調整官及び参事官)

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官三人を置く。

2 米軍再編調整官は、命を受けて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の再編の実施に関する重要事項で防衛省の所掌に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 (略)

(文書課の所掌事務)

第十三条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十 (略)

十一 防衛省の所掌事務の遂行に伴つて生ずる生活環境に係る被害の防止又は軽減その他の環境の保全に關しての關係部局及び機關との連絡調整に關すること。

十二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の規定に基づく防衛大臣の権限に屬する事項に關すること。

十三 防衛施設中央審議會の庶務に關すること（秘書課の所掌に屬するものを除く。）。

十一・十二 (略)

(地方協力局に置く課)

第四十条 地方協力局に、次の八課を置く。

総務課

地域社会協力総括課

東日本協力課

西日本協力課

沖縄協力課

環境政策課

在日米軍協力課

労務管理課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

四・五 (略)

六 防衛施設中央審議会の庶務に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

七 (略)

十四・十五 (略)

(地方協力局に置く課等)

第四十条 地方協力局に、次の八課並びに沖縄調整官一人及び調達官一人を置く。

地方協力企画課

地方調整課

周辺環境整備課

防音対策課

補償課

施設管理課

提供施設課

労務管理課

(地方協力企画課の所掌事務)

第四十一条 地方協力企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

(新設)

五 (略)

(地域社会協力総括課の所掌事務)

第四十二条 地域社会協力総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地域社会の理解及び協力の確保に関すること(東日本協力課、西日本協力課及び沖縄協力課の所掌に属するものを除く。)

三 防衛施設周辺環境整備法第三条から第五条まで、第八条及び第九条第二項の規定による措置に関すること。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること(総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。)

六 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊

(地方調整課の所掌事務)

第四十二条 地方調整課は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事務(沖縄調整官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。

(東日本協力課の所掌事務)

第四十三条 東日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について東日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための東日本の地域の地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で東日本の地域に係るものの総括に関すること。

2 前項に規定する東日本の地域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県

3 防衛大臣は、第一項に規定する東日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

(西日本協力課の所掌事務)

(周辺環境整備課の所掌事務)

第四十三条 周辺環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛施設周辺環境整備法第三条第一項及び第八条の規定による措置に関すること(防音対策課の所掌に属するものを除く。)

二 防衛施設周辺環境整備法第九条第二項の規定による措置に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること(防音対策課の所掌に属するものを除く。)

四 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。

(防音対策課の所掌事務)

第四十四条 西日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について西日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための西日本の地域の地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で西日本の地域に係るものの総括に関すること。

2 | 前項に規定する西日本の地域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

3 | 防衛大臣は、第一項に規定する西日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

(沖縄協力課の所掌事務)

第四十五条 沖縄協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について沖縄県の区域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

第四十四条 防音対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛施設周辺環境整備法第三条第二項、第四条及び第五条の規定による措置に関すること。

二 防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関すること。

三 防衛施設周辺環境整備法第八条の規定による措置のうち、音響に起因する障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関すること。

四 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第一号及び前号の措置に準ずるものに関すること。

(補償課の所掌事務)

第四十五条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

二 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための沖縄県の区域の地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で沖縄県の区域に係るものの総括に関すること。

(環境政策課の所掌事務)

第四十六条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策

三 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

四 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

五 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

六 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

七 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関すること。

八 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

九 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

十 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

(施設管理課の所掌事務)

第四十六条 施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

の企画及び立案に関すること。

二 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に
関すること。

三 自衛隊の施設の取得に関すること（整備計画局、地域社会
協力総括課及び在日米軍協力課の所掌に属するものを除く。

）。

四 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに
駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（整備計
画局、総務課、地域社会協力総括課及び在日米軍協力課の所
掌に属するものを除く。）。

五 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に
係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置
に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除
く。）。

六 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措
置（防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定
に関するものを除く。）に関すること。

七（略）

（在日米軍協力課の所掌事務）

第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 在日米軍に関する事項で地方協力局の所掌に係るものにつ
いての企画及び立案に関すること。

二 地方協力局の所掌事務に係る在日米軍との連絡調整に関す
ること。

三 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の

（新設）

一 自衛隊の施設の取得に関すること（整備計画局、周辺環境
整備課及び補償課の所掌に属するものを除く。）。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに
駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（大臣官
房、整備計画局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課の
所掌に属するものを除く。）。

三 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に
係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置
に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。
）。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措
置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）

五（略）

（提供施設課の所掌事務）

第四十七条 提供施設課は、駐留軍の使用に供する施設及び区域
の建設工事に関する事務（整備計画局の所掌に属するものを除
く。）をつかさどる。

-
- 禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項の規定による対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設の敷地又は区域の指定並びに同条第二項の規定による対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定のうち合衆国軍協定第二条第一項の施設及び区域に係るものに関する事。
- 四 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。
- 五 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。
- 六 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関する事。
- 七 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。
- 八 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関する事。
- 九 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関する事。
- 十 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関する事。
- 十一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関する事。
- 十二 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失
-

の補償に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

十三 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

十四 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

十五 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

十六 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

十七 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

（労務管理課の所掌事務）

第四十八条 （略）

第四十九条及び第五十条 削除

（労務管理課の所掌事務）

第四十八条 （略）

（沖縄調整官の職務）

第四十九条 沖縄調整官は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事務で沖縄に係るものをつかさどる。

（調達官の職務）

附 則

1・2 (略)

(地方協力局の所掌事務の特例)

3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第十三項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

4～8 (略)

(地方協力局総務課の所掌事務の特例)

9 地方協力局総務課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる

第五十条 調達官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。
- 二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。
- 三 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

附 則

1・2 (略)

(地方協力局の所掌事務の特例)

3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

4～8 (略)

(地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例)

9 地方協力局地方協力企画課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲

- 一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に關すること。
- 二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。
- 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に關すること。
- 四 再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。

10

（地方協力局地域社会協力総括課の所掌事務の特例）
地方協力局地域社会協力総括課は、第四十二条各号に掲げる

げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
<p>当分の間</p> <p>令和九年三月三十一日までの間</p>	<p>駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に關すること。</p> <p>一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に關すること。</p> <p>二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。</p> <p>三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に關すること。</p> <p>四 再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。</p>

10

（地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例）
地方協力局周辺環境整備課は、第四十三条各号に掲げる事務

事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
(略)	(略)
(略)	(略)

(地方協力局沖繩協力課の所掌事務の特例)

11| 地方協力局沖繩協力課は、第四十五条各号に掲げる事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

(地方協力局環境政策課の所掌事務の特例)

12| 地方協力局環境政策課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
令和四年三月三十一日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること(地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定が効力を有す	駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十条の規定が効力を有す

のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
(略)	(略)
(略)	(略)

(新設)

(地方協力局施設管理課の所掌事務の特例)

11| 地方協力局施設管理課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
令和四年三月三十一日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること(周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。)
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定が効力を有す	駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十条の規定が効力を有す

る間	九条の規定による特定給付金の支給に関すること。
沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四百四条の規定が効力を有する間	同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

13| (地方協力局在日米軍協力課の所掌事務の特例)
 地方協力局在日米軍協力課は、第四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

14| (略)

(削る)

15| (略)

る間	九条の規定による特定給付金の支給に関すること。
沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四百四条の規定が効力を有する間	同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

(新設)

12| (略)

13| (地方協力局沖繩調整官の職務の特例)
 地方協力局沖繩調整官は、第四十九条に規定する事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

14| (略)



改正案	現行
<p>（航空警戒管制団）</p> <p>第三十条の十三 航空警戒管制団は、航空警戒管制団司令部及び防空管制群一、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空警戒管制団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空警戒管制団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>（課長の官職に準ずる官職）</p> <p>第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>九～三十四 （略）</p>	<p>（航空警戒管制団）</p> <p>第三十条の十三 航空警戒管制団は、航空警戒管制団司令部及び防空管制群一、警戒群一、二又は三、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空警戒管制団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空警戒管制団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>（課長の官職に準ずる官職）</p> <p>第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 沖繩調整官</p> <p>十 調達官</p> <p>十一～三十六 （略）</p>

改正案	現行
<p>1～5 附則 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>1～5 附則 (略)</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生に際して、自衛隊法第八十三条の規定により派遣された職員及びこれに準ずる者として防衛大臣が定める者に対する災害派遣等手当の支給については、別表第五災害派遣等手当の項中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三」とあるのは「自衛隊法第八十三条」と、「であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開」とあるのは「及びこれに準ずる者として防衛大臣が定</p>

7 | 前項に規定する者に対する夜間看護等手当の支給については、別表第五夜間看護等手当の項中「自衛隊の病院に勤務する」とあるのは「自衛隊法第八十三条の規定により派遣された」と、「准看護師」とあるのは「准看護師及びこれらに準ずる者として防衛大臣が定める者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
	官房長 局長 局次長	

める者であつて、医療活動（防疫活動を含む。）、「患者の輸送」と、「引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）」とあるのは「従事するもの」と、「千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円）」とあるのは「四千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合においては、感染症看護等手当は、支給しない。

（新設）

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
	官房長 局長 局次長	

備考 (略)		本省内部部局
	(削る) (削る) 衛生官	政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・ 情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官 服務管理官 衛生官
		一種

備考 (略)		本省内部部局
	調達官 沖繩調整官 衛生官	政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・ 情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官 服務管理官 衛生官
		一種

○ 防衛施設中央審議会令（平成十一年政令第三百六十号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第三条 審議会の庶務は、防衛省地方協力局総務課において総括し、及び処理する。ただし、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）第十七条の規定により防衛大臣が諮問する事項に係るものについては、防衛省地方協力局総務課及び在日米軍協力課において共同して処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第三条 審議会の庶務は、防衛省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）第十七条の規定により防衛大臣が諮問する事項に係るものについては、防衛省大臣官房文書課及び防衛省地方協力局補償課において共同して処理する。</p>

○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>（会議の庶務） 第九条 会議の庶務は、防衛省地方協力局総務課において処理する。</p>
現 行	<p>（会議の庶務） 第九条 会議の庶務は、防衛省地方協力局地方協力企画課において処理する。</p>

○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第一項の固定資産）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。</p> <p>3（略）</p>	<p>（法第一項の固定資産）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十一に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。</p> <p>3（略）</p>